

「学生の懲戒処分について（2019年9月12日）」の処分について

【ご質問】（投稿日：2019年9月13日）

学生の懲戒処分について（2019年9月12日）

処分理由に対し「無期限停学」という処分が明らかに重すぎるというように感じたためここで質問させていただきます。「学生の本分を守らない」行為の認定はあくまで京都大学が恣意的に判断した結果であり、ある程度議論の余地が残るものであると私は考えています。一方で「窃盗」「痴漢」等で過去に逮捕された学生に対する京都大学の処分はどれも「停学3か月」など半年に満たない有期限の処分ばかりであります。これらの犯罪行為は京都大学ではなく外部の機関により認定されたれっきとした犯罪であり、反社会的であることは間違いないとあって良いでしょう。もちろん私は罪の重さを簡単に主観で判断することはできないと思っています。しかし、これらの前例を考慮するとあまりに今回の処分は行為に対して重すぎるだろうと思います。

このような処分の方向性は「京都大学は大学に都合の悪い人間を簡単に追放する」というように見られ、京大生は萎縮し自由に言論を行うことができなくなるだろうと危惧しています。このような決定に至った経緯、そしてどうして前例と比較してここまで処分が重たくなるのか、という論理的な説明を求めます。

【回答】（回答日：2019年9月24日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

個別の事案の詳細についてはお答えしかねます。

学生の懲戒処分にあたっては、(1) 懲戒の対象となる行為の動機、態様及び結果 (2) 故意又は過失の程度 (3) 本学及び社会に与える影響 (4) 過去の非違行為の有無 (5) 懲戒の対象となる行為後の対応 等を総合的に考慮し、慎重な審議を行ったうえで量定を決定しています。